

## 仮称) 地域向け避難所運営マニュアル作成業務仕様書

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

仮称) 地域向け避難所運営マニュアル作成業務

#### (2) 業務の目的

大規模災害発生時には職員も被災し、避難所運営に係る職員のマンパワーが足りなくなることが懸念され、避難所運営を円滑に行うための地域住民の協力が非常に重要となる。しかし、現状では、災害時の地域住民の役割の周知が進んでおらず、地域住民の避難所運営に対する協力への意識醸成が十分に図られていない。

その課題解決のために、危機管理局作成の避難所運営マニュアル等をもとに、災害時の避難所開設・運営方法や役割を地域住民にわかりやすく伝えるための「地域向け避難所運営マニュアル」を作成し、避難所運営にかかる地域住民の主体的な意識醸成を図ることを目的とする。

なお、作成したマニュアルは、豊平区内の各単位町内会の各班に回覧することに加え、区役所等のパンフレットコーナーに配架するほか、防災訓練や各種研修会で活用するとともに、ホームページ等電子媒体も活用して広く市民に配布する。

#### (3) 契約候補者の選定

「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」に基づき、公募型企画競争により提案を募り、優秀であると判断した企画候補者を契約候補者として選定する。

#### (4) 履行期間

契約の日から令和5年3月10日(金)まで

### 2 業務内容

「1業務の概要 (2)業務の目的」に沿ったマニュアルを作成する。受託者は企画、執筆、編集、レイアウトデザイン等冊子データ制作の一切を行うこと。なお、作成にあたっては、「8参考資料」を参考にすること。

#### (1) 表紙内容について

市民の目にとまる洗練されたデザインとすること。また、タイトルは、本文が見たくなる意欲を掻き立てるものとする。表紙に一見して地域住民向けの避難所運営マニュアルであることがわかる工夫を盛り込むこと。

#### (2) 本文内容について

##### ア 骨子

委託者が提示するマニュアルへの記載骨子は、以下の通り。その他の記載項目については、受託者が独自に工夫して追加すること。

記載骨子（主旨）	主旨説明	記載概要
ア なぜ地域住民が避難所運営をする必要があるのか	・避難所を円滑に運営して行くためには、職員のみではマンパワーが足りず、地域住民の協力が欠かせない	・避難所運営職員のマンパワーの不足 ・特に初動期における業務量の過大
イ 地域住民が主体的に運営することによる効果(好ましい影響)	・地域住民が主体的に運営することにより、円滑な開設・運営が期待できる	・主体性を持つことによる過ごしやすい避難所運営の実現、自主運営への円滑な移行
ウ 発災初動期に地域住民に協力いただきたいこと	・発災初動期は、避難所の開設や受入のための準備など業務が多く、地域住民の協力が欠かせない	・避難所運営マニュアルP 1～3、P11の地域住民の役割
エ 初動期以降から3日目頃までに地域住民に協力いただきたいこと	・避難者の受入れ後は、多種多様な業務や課題が発生し、職員のみでは対応が困難で、地域住民の協力が欠かせない	
オ 4日目以降に地域住民に協力いただきたいこと	・避難所運営が長期化する場合、避難所運営委員会を設置し、地域住民の自主運営にシフトして行く	
カ 厳冬期における運営のポイント	・北海道という寒冷地の特性から、厳冬期における運営に更なる困難が予想される	
キ マニュアルの内容を深める運営の動画※の効果的な広報 ※8参考資料(3)動画を参照	・動画での映像を確認することで、より理解を深める	・本書で記載しきれない内容の補足として

#### イ ポイント

- (ア) ページ全体について、写真、イラスト、図などを活用し、わかりやすくまとめ、地域住民がより理解しやすい工夫をすること。
- (イ) 災害時にも活用しやすい、フローやリストなどの市職員と一緒に活用できる工夫や、市民の防災訓練や研修への参加意識を啓発する工夫をすること
- (ウ) 豊平区の地域の特徴（地理的なものなど）を盛り込むこと

#### ウ 校正

文字およびデザイン校正3回とし、委託者の承諾をもって校了とすること

### 3 成果物および納品方法

#### (1) 成果物

- ア 仕上がり寸法：A4版
- イ ページ数：12ページ程度

## (2) 納品方法

- ア PDF形式データ
- イ Adobe illustratorなどの加工可能な形式データ（Windowsに対応したもの）
  - ※ アウトラインの有無、品質等は複数種求めることがある。また、活用方法によって、その他の納品方法を求める場合がある
- ウ DVD形式で納品すること
  - ※ なお、印刷業務は、本業務とは別に発注する。作成部数は7,500部を予定。

## 4 事業計画書及び完了届の提出

受託者は、本業務契約締結後、速やかに業務の具体的な実施内容、スケジュール等を記載した「事業計画書」を提出すること。様式は問わない。

また、業務完了後、速やかに「完了届」を提出すること。

## 5 編集の留意点

- (1) 業務の進行にあたっては、あらかじめ本市の業務担当者と紙面の趣旨やイメージについて綿密な打合せをし、必要な企画、提案及び助言等を行うこと。
- (2) 文章、写真等の紙面要素の企画、提案、必要な作業（画像等の使用許可など）は受託者において実施すること。また、委託者が保有する災害関係の写真の提供（主に北海道胆振東部地震に関連するもの）は可能であり、必要に応じて相談すること。
- (3) 「広報に関する色のガイドライン」(<http://www.city.sapporo.jp/koho/color/>)に基づき、配色やデザイン等に配慮し作成すること。

## 6 著作権の帰属

- (1) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物（イラスト、ロゴマーク、グラフ、図表などの各種デザインを含む。）に関する一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権、伝達権）、第25条（展示権）第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は本業務の著作人格権を行使しないものとする。
- (3) 著作物の著作者が受託者以外の者であるときは、受託者は委託者または受託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (4) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (5) 本著作物について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 7 その他

- (1) 業務の遂行に当たり、随時、業務担当者の指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた事項については、受託者と委託者の協議により定める。

## 8 参考資料

### (1) 避難所運営資料

ア 避難所運営マニュアル

(<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/documents/r4hinanjomanual.pdf>)

イ 避難所運営マニュアル（別冊）-新型コロナウイルス感染症への対応に係る補足事項

(<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/documents/r4hinanjomanualseparate.pdf>)

ウ 札幌市避難場所基本計画

(<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/documents/r4kihonkeikaku.pdf>)

### (2) 避難所運営 関連資料

ア 福祉避難スペース・要配慮者二次避難所のご案内

([https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youhairyosyanijihinanjyo/documents/pamphlet\\_youhairyosyanijihinanjyo.pdf](https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youhairyosyanijihinanjyo/documents/pamphlet_youhairyosyanijihinanjyo.pdf))

イ 犬と猫の防災手帳

([https://www.city.sapporo.jp/inuneko/main/documents/inunekobousai\\_1\\_2018.pdf](https://www.city.sapporo.jp/inuneko/main/documents/inunekobousai_1_2018.pdf))

### (3) 動画

ア 避難所の開設・運営イメージ動画

(<https://www.youtube.com/watch?v=uc1p-TFTBMk>)

イ 豊平区防災訓練

(<https://www.youtube.com/watch?v=Q6sLDNJiT9s>)

### (4) その他ハンドブック等

ア 札幌防災ハンドブック

([https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/aramasi/documents/sapporo\\_bosai\\_handbook\\_all\\_midle.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/aramasi/documents/sapporo_bosai_handbook_all_midle.pdf))

イ 第4次地震被害想定

(<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/higaisoutei/documents/dai4jisoutei.pdf>)

ウ 豊平区の防災情報

(<https://www.city.sapporo.jp/toyohira/bousai/index.html>)

## 9 契約担当

〒062-8612 札幌市豊平区平岸6条10丁目

札幌市 豊平区役所 市民部 総務企画課 佐々木、田辺

Tel : 011-822-2405 Fax : 011-813-6585

メール toyohira.chiikianzen@city.sapporo.jp

HP <https://www.city.sapporo.jp/toyohira/gaiyou/keiyakuzyouhou/r4/1114.html>